

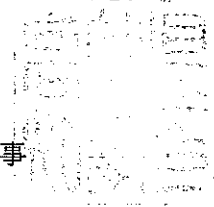


3 高森推第 285 号
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和 3 年 9 月 17 日

高知県知事



記

1 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項

下表を、条例第 11 条第 2 項に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	システム等の名称 (提供先)	事務の名称	理由又は必要性等
1	森づくり推進課	高知県森林クラウドシステム※仮称 (県内市町村、森林施業の集約化に取り組む者(林業事業体))	森林簿等の管理に関する事務	県、市町村、林業事業者がアクセスできる情報プラットフォームを整備することで、所有者、境界、森林資源等の情報共有の円滑化を図り、情報精度の向上及び事務の効率化を実現するため

個人情報のオンライン結合による提供に関する調査票

(条例第 11 条第 2 項)

令和 3 年 9 月 17 日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	森づくり推進課
個人情報取扱事務の名称	森林簿及び森林計画図の作成に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	地域森林計画策定における森林簿・森林計画図の修正や、間伐などの森林整備を早急に進めるための計画を作成する上で、森林の所在・所有者の情報が必要となる。当課では平成 17 年度より各種森林情報を電子化した地図の上で一元的に管理する森林 GIS システムによって、森林の所在・所有者情報を管理し、各種計画策定に活用している。(平成 17 年 5 月 2 日答申により、個人情報の本人収集の原則の例外として承認済み)
個人情報を収集する根拠法令等	森林法第 5 条
オンライン提供をする個人情報の内容	森林及びその土地の所有者の氏名又は名称及び住所 (森林及びその土地の所在、地番、地目及び面積)
提 供 先	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の集約化に取り組む者 (林業事業体 ※例 森林組合等) ・県内各市町村 (平成 19 年 10 月 5 日答申により、個人情報の目的外提供の制限の例外として承認済み)
オンライン提供の理由又は必要性等	<p>森林の所有者に関する情報は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ異なる目的で保有しているために、同じ土地の所有者・境界情報でも各機関で内容に齟齬・錯誤が生じており、林業事業体は事業の執行において常に所有者調査・境界明確化に手間を取られ、地方公共団体の事務においても都度内容の確認、情報入力手間の重複が生じていた。</p> <p>県、市町村、森林施業の集約化に取り組む者 (林業事業体) の各主体が高知県森林クラウドシステム (仮称) を活用し、一体のデータベースで情報を取り扱うことで、情報精度の向上、及び事務の効率化を図ることができる。</p>

森林クラウドシステム（仮称）の導入による事務フローの変化

